

Ⅱの柱 困難を有する子ども・若者の支援・被害防止・保護

基本目標3 困難を有する子ども・若者への支援の充実

基本方策⑦ 子どもの貧困対策の推進

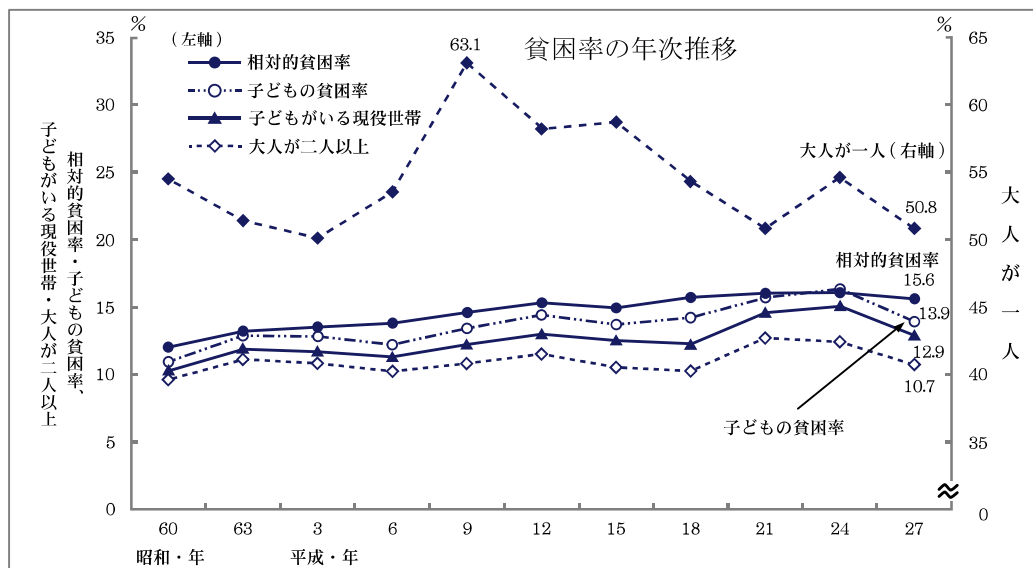
【現状と課題】

平成 28 年「国民生活基礎調査」(厚生労働省)によると、平成 27 年の我が国の「子どもの貧困率」¹⁶は 13.9%と、調査を始めてから最も高かった平成 24 年より 2.4 ポイント低下したものの依然高い水準にあり、実に 7 人に 1 人の子どもが貧困に陥っているという調査結果となっています。

特に、「子どもがいる現役世帯(世帯主が 18 歳以上 65 歳未満で子どものいる世帯)の貧困率」では、「大人が一人の世帯の貧困率」が 50.8%と全体の半分を超えており、ひとり親家庭など大人一人で子どもを養育している家庭が特に経済的に困窮している実態がうかがえます。

こうした状況の中、平成 25 年 6 月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が制定され、本県では、平成 27 年 12 月に「千葉県子どもの貧困対策推進計画」を策定し、子どもの貧困対策を総合的に推進しています。

全ての子どもが、その置かれた環境に左右されることなく、夢と希望をもって成長していけるよう、教育を受ける機会の均等を図るとともに、安定した生活の確保や自立の促進、保護者への就労支援、ひとり親世帯への経済的支援などを行っていく必要があります。



出典：平成 27 年度国民生活基礎調査〔厚生労働省〕

¹⁶ 子どもの貧困率：17 歳以下の子ども全体に占める、貧困線（平均的な可処分所得の半分の額。H28：122 万円）に満たない世帯で暮らす子どもの割合。

【主な施策の方向性】

(1) 学習支援・就学支援の充実（学事課、健康福祉指導課、児童家庭課、教育庁財務課、教育庁生涯学習課）

- ・ 全ての子どもに教育の機会均等が確保され、質の高い教育が受けられる環境を整備することにより、貧困の連鎖の防止を図るため、教育費の軽減や学習支援を行います。

(2) 安定した生活の確保や自立の促進（健康福祉指導課、児童家庭課、雇用労働課、教育庁生涯学習課）

- ・ 貧困状態にある子どもやその親が、日常生活において心理的、社会的に孤立し、より一層困難な状況に陥ることのないよう、地域において、必要な助言や支援等を受けることができる相談支援等に係る体制の整備の充実を図ります。
- ・ 子どもたちの健やかな育成、安定した生活の確保や自立の促進のため、親の就労環境の整備や、子どもの就労、食・住生活の支援を行います。

(3) 保護者への就労支援（健康福祉指導課、児童家庭課、雇用労働課）

- ・ 親が働いて収入を得ることは、生活の安定を図る上で重要であるとともに、その働く姿に子どもたちが接することにより、将来の就労への意欲や自立心の助長を育み、貧困の連鎖の防止に大きな教育的意義があるため、保護者の状況やその置かれている環境に応じた就労支援の充実を図ります。

(4) ひとり親世帯への経済的支援（児童家庭課）

- ・ ひとり親世帯の生活基盤の安定に資するため、各種手当、助成や貸付け等の諸制度について、対象となる世帯や必要な世帯による活用や活用促進のための相談体制を整備します。

P40「貧困率の年次推移」(図)に関する説明

- 注：1) 平成6年の数値は、兵庫県を除いたものである。
2) 平成27年の数値は、熊本県を除いたものである。
3) 貧困率は、OECDの作成基準に基づき算出している。
4) 大人とは18歳以上の者、子どもとは17歳以下の者をいい、現役世帯とは世帯主が18歳以上65歳未満の世帯をいう。
5) 等価可処分所得金額の不詳の世帯は除く。

◎関連指標

	現状（基準年）	目標（H34）
[教育を受ける機会の均等] 生活保護を受けている子どもの高等学校等進学率	生活保護受給者 91.7% 県全体 98.6% (H28)	県全体の高等学校等進学率に近づける



◎主な事業

事業名	事業の内容（担当課）
千葉県奨学資金貸付事業	収入が一定の基準額以下の世帯で、経済的理由により就学が困難な高等学校等に在籍する生徒に対し、奨学資金の貸付け（無利子）を行う。 (教育庁財務課)
生活福祉資金貸付事業（教育支援資金）	低所得世帯の子どもが、経済的な理由により教育の機会を失うことのないよう、高等学校、大学又は高等専門学校に修学するために必要な経費の貸付け（無利子）を行う。 なお、原則として他の貸付制度を利用した上で、不足分についての利用となる。 (健康福祉指導課)
子どもの学習支援事業（生活困窮者自立支援制度）	生活に困窮する世帯の児童生徒を対象として、県及び各市において学習支援や居場所の提供を実施する。 (健康福祉指導課)
自立相談支援事業（生活困窮者自立支援制度）	各市、町村においては県が委託（設置）する相談窓口において、生活困窮者の抱える様々な問題について相談に応じ、利用可能な支援に結びつけるなど、包括的な支援を実施する。 (健康福祉指導課)
母子家庭等就業・自立支援センター事業	母子家庭の母等に対して、就業相談から就業支援講習会の実施、就業情報の提供等の就業支援サービスの提供、養育費の取得のための相談等を実施する。 (児童家庭課)